

神戸市工事施工体制確認要領

平成 17 年 3 月 29 日行財政局長決定

最終改正 平成 27 年 4 月 1 日

1. 目的

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、神戸市が発注する工事について、契約時、施工時等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2. 適用対象工事

- (1) 主任技術者及び監理技術者の専任に関する確認は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事
- (2) 施工体制台帳等に関する確認は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用する建設業法第 24 条の 7 に該当する工事

3. 契約手続における主任技術者及び監理技術者の専任制の確認等

(1) 入札前における確認

契約監理課長は、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む）の参加申請者から、配置予定技術者の申請時における他の工事の従事状況（工事名・工期等）を記載した書類の提出を求める。

なお、参加申請者が共同企業体の場合、配置予定技術者は、原則として、代表者が監理技術者を、その他の構成員が監理技術者もしくは主任技術者を配置することを確認する。

(2) 入札後、契約前における確認

ア 契約監理課長は、落札者等（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約を締結する者を含む。以下この号において同じ。）から、様式第 1 号による「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」及び「主任技術者又は監理技術者経歴書」の提出を求める。

イ 契約監理課長は、当該技術者が監理技術者である場合には、CORINS（工事实績情報を提供するサービスをいう。以下同じ。）を用いて技術者の専任制を、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証で雇用関係及び資格を確認する。

ウ 契約監理課長は、当該技術者が主任技術者である場合には様式第 1 号による「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」で専任制、雇用関係を証する書類で雇用関係及び「主任技術者又は監理技術者経歴書」で資格を確認する。

エ 契約監理課長は、落札者等が共同企業体の場合、配置予定技術者は、原則と

して、代表者が監理技術者を、その他の構成員が監理技術者もしくは主任技術者を配置していることを確認する。

オ 上記イからエについて、疑義があるときは落札者等から事情を聴取する。専任制、雇用関係及び資格が確認できない場合は当該入札を無効とし、契約を結ばない。

カ 契約監理課長が承認した場合の外は、配置予定技術者の変更は認めない。

(3) 契約後における措置

技術者の専任制、雇用関係及び資格に違反が確認された場合は契約を解除することができる。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させた上で、指名停止及び工事成績の減点等を行う。

4. 工事施工中における施工体制及び一括下請の確認

(1) 工事現場における施工体制の確認

監督員は、別紙 - 1「工事現場施工体制等チェック様式」、別紙 - 2「施工体制の把握に関する確認方法と対応方法」等により工事現場における施工体制を確認する。

(2) 工事施工体制に不適切な点がある場合の対応（(3)の場合を除く）

ア (1)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、監督員は上司に報告の上、文書で改善の指示を行う。

イ 指示の結果、改善が見られない場合、工事監督担当課長は、現場の実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。

(3) 一括下請負の疑義がある場合の対応

ア (1)の確認等の結果、一括下請負の疑義がある場合については、工事監督担当課長は現場における実態等を面談等により聴取する。

イ 事情聴取の結果、一括下請負の疑義がなお残る場合、工事監督担当課長は神戸市請負契約審査会に報告する。

5. 建設業許可行政庁への報告

(1) 神戸市請負契約審査会は、工事監督担当課長から上記4(2)・(3)の報告があった場合、工事監督担当課長（必要があると認めるときは、請負人その他の関係者を含む。）から、面談等により事情を聴取する。この際、施工体制台帳等で必要な情報が得られない場合は、神戸市工事請負契約約款第7条の規定に基づき、下請負人に関する通知を請求するものとする。

(2) 事情聴取の結果、なお、建設業法に違反していると疑うに足る事実があるときは、神戸市請負契約審査会は市長に報告する。

市長は、建設業許可行政庁に対し(2)の報告事項を遅滞なく通知するものとする。

工事現場施工体制等チェック様式

1. 工事概要

契約番号	-
工事件名	
工事期間	(当初)平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (最終)平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負業者名	
請負金額	(当初) 円 (最終) 円

2. チェックポイント

目的	調査項目	点検項目(現場点検 書類等点検)	確認実施月日 ¹	備考 ²
監理技術者等(注)の専任制のチェック	資格者証等の把握	監理技術者について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を現地で携帯しているか。		
		資格者証の会社名、工種区分、期限は有効か。		
		監理技術者等の資格者要件及び監理技術者講習修了証に疑義はないか。(所属・資格・有効期限・その他)		
		資格者証は裏書で変更事項がないか。		
	同一性の把握	施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。		
		現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書と同一人物か。		
監理技術者等の変更があった場合、手続は適正か。				
専任制の把握	他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事しているか。			
適切な施工体制のチェック	施工体制	施工体制台帳は現場に備え付けられているか。		
		施工体制台帳に不備がないか、また、追加、変更がされているか。		
		施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。また、下請金額が確認できるか。		
		JV 工事について、下請負契約が共同企業体名義で契約されているか。		
		元請・下請の施工範囲及び下請の直営施工状況が施工体制台帳及び契約書等と相違がないか。相違がある場合は、元請の当該工事に対する実質的関与の状況に疑義はないか。(別紙3の確認方法により判断する)		
施工体系図の把握	施工体系図は、現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。	施工体系図に記載のない業者が作業していないか。		
その他		受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。		
		建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあるか。また、監理技術者等が正しく記載されているか。		
		建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。		
		労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。		

1 確認実施月日欄には、別紙 2 点検内容と対応方針を参考に、点検項目ごとに確認を行った月日を記載する。確認実施回数は各工事により適宜判断する。確認実施月日欄が不足する場合は本様式を複写して対応する。

2 備考欄には、疑義または不適切な内容等について記載する。

(注) 主任技術者又は監理技術者

3. 所見(点検での指導事項等)

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
監理技術者等の専任制の徹底	元請人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務付けられている監理技術者等の専任を把握。	資格者証等の把握	監理技術者については、監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証及び、監理技術者講習修了証を提示させる。	工事着手前	<p><ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者等、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者等が直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。</p>
			監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前	
		同一性の把握	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。	工事着手前	<p><ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。</p> <p><ステップ3> 現場における実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。</p>
			監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前	<p>[監理技術者等の雇用関係について] 監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。原則3ヶ月以上の雇用関係があること</p>
専任制の把握	監理技術者等の専任を把握。	工事施工中	<p><ステップ1> 疑義がある場合は現場での頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。</p> <p><ステップ2> 現場における実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。</p> <p>[監理技術者等の専任について] 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。</p>		
	打合わせ時等に監理技術者等が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。	工事施工中 打合せ時			
適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、工事現場の施工体制を把握。	施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	<p><ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。</p> <p><ステップ2> 現場における実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。</p>
			施工体制台帳に不備がないか。追加、変更がされているか。	工事施工中 当初及び変更時	
			施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。JV工事の下請負契約について、共同企業体名義で契約されていることを確認。	工事施工中 当初及び変更時	
			下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
		施工体系図の把握	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい現場に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。(例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業表示書などで確認) 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 工事施工中 当初及び変更時	
		施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。 元請・下請の施工範囲及び下請の直営施工状況が施工体制台帳及び契約書等と相違がある場合は、元請の当該工事に対する実質的関与状況について、別紙3の「元請負人の実質的関与についての確認方法」で確認。	工事施工中	
その他	その他、元請の適切な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
		建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者等が正しく記載されていることを把握。	工事施工中	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ2>
		建退共制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中	現場における実態等について、面談等により聴取し、神戸市請負契約審査会に報告する。
		労災保険に関する掲示	労災保健関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中	

実質的関与についての確認方法

項目	判定	点検内容	対応方法
発注者との協議		契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施しているか	打ち合わせや打ち合わせ簿等から判断
住民への説明		工事施工に関する具体的内容の住民説明を行っているか。	日報や住民からの苦情の内容等から判断
		住民等からの苦情等について、的確に対応しているか。	
官公庁への届出等		労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行しているか。	申請書の内容等から判断
		工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施しているか	
近隣工事との調整		近隣工事との調整を適切に実施しているか。	近隣工事と調整のとれた施工ができていないか等から判断
施工計画		契約図書の内容を適切に把握しているか。	施工計画書、施工計画打ち合わせ等から判断
		設計図書等の照査を的確に実施しているか。	
		施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案しているか。	
		必要となった修正を適切に実施しているか。	
工程管理		工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮しているか。	施工計画と実際の差等から判断
		工程変更を余儀なくされた時に適切に対応しているか。	
		災害防止のための臨機の措置を実施しているか。	
出来型・品質管理		品質確保の体制を整備しているか。	出来型報告書類、品質記録書類、写真等から判断
		所定の検査・試験を実施しているか。	
		検査・試験結果を適切に保存しているか。	
		不具合等の発生時に適切な対策を実施しているか。	
完成検査		下請施工分の完成検査をしているか。	元請の出来型管理資料等から判断
安全管理		安全確保に責任ある体制を保持しているか。	施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等から判断
		設備、機械、安全施設、安全行動等の点検を行っているか。	
		労働者の安全教育、下請負人の安全指導を行っているか	
下請の施工調整及び指導監督		施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指揮をしているか。	現場の施工状況、下請負人からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等から判断
		施工上の留意点、技術的内容について具体的指導をしているか。	